

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 8 日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

支援対象児童等見守り強化事業の実施に係る自治体向け Q & A について

平素より、児童福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和 2 年度第二次補正予算が成立したことを受け、補助事業に係る交付要綱を本日付で発出いたしました。

このうち、「支援対象児童等見守り強化事業」の実施に係るお問い合わせの多い内容につきまして、別添 Q & A にまとめました。

各自治体におかれては、本 Q & A を参照いただき、本事業の積極的な実施に向けて検討をお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）への周知をお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室
T E L : 03-5253-1111（代表） 調整係（内 4896・4862）

Q 本事業の対象児童は、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童等に限られるのか。

A 本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

Q 本事業の実施者である民間団体等は、要保護児童対策地域協議会の構成員である必要があるか。

A 本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

Q 本事業の事業内容について

A 実施要綱の4でもお示ししているとおり、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどして、以下の(1)を実施し、必要に応じて(2)から(4)を実施することになります。

- (1) 子ども等の状況の把握
- (2) 食事の提供(配達等を含む。)
- (3) 基本的な生活習慣の習得支援や生活指導
- (4) 学習習慣の定着等の学習支援

Q 本事業の実施に当たり、市町村や民間団体等はどのような取組を行う必要があるか。

A 市町村は、民間団体等のスタッフが家庭を訪問するなどして把握した、支援対象児童等の様子や家庭状況等について、適宜、情報共有を図る必要があります。また、民間団体等の連絡により、確認した情報については、必要に応じて関係機関で情報共有を行うとともに、必要な支援・措置につなげる必要があります。

Q 支援対象児童等の見守りを行うには、どのような方法が可能か。

A 支援対象児童等の状況の把握に当たっては、居宅への訪問のほか、感染症拡大防止の観点から ICT 機器を活用した通信手段を用いるなどして状況の把握を行うことも可能です。

なお、事業実施に当たり、対象家庭への周知等を行うに際しても同様の手段で行うことが可能です。

Q 補助基準額の「1 か所当たり」とは何を指すのか。

A 1 か所当たりとは、1 民間団体等を指します。

Q 補助対象費用について、具体的にどのような経費が対象になるか。

A 民間団体等の支援スタッフの人件費や訪問に係る経費など事業実施に係る経費が対象になります。

例)

訪問人員の人件費や食品・日用品の購入費

食品企業などからの 寄付物品の受け入れのための輸送費やレンタカー代

食料品の宅配に係る費用（交通費、ガソリン代、コインパーキングの駐車場代など）

梱包や食品保健のための保管費用、会場費

事務局機能の費用（支援開始の準備、食品・日用品等の手配や支援対象児童等の状況の管理等を行うスタッフの人件費等）

Q 新たに自動車等を購入することは可能か。

A 事業終了後においても資産価値が残存することとなり、補助対象となりません。

Q 他事業による補助等を受けている場合、本事業の対象になるか。

A 実施要綱の 8 でもお示ししているとおり、他の国庫補助金等の補助を受けて実施している既存事業を活用して事業を実施する場合は、本事業の補助対象とはなりません。

Q 事業実施にあたり、支援対象児童等の情報を民間団体に提供することは可能か。

A 民間団体等への情報の提供にあたっては、例えば、当該団体を要保護児童対策地域協議会の構成員とすること※や当該団体と協定等を締結するなどの方法により、守秘義務を課すことで、事業実施に必要な情報を提供することが可能と考えられます。

なお、実施要綱の7でもお示ししているとおり、事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。また、事業終了後及びその職を退いた後も同様です。本事業を実施する市町村は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導する必要があります。

※ 参考

○ 児童福祉法（抄）（昭和22年法律第164号）

第25条の5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

○ 「市町村子ども家庭支援指針」（ガイドライン）（抄）

（平成29年3月31日付け雇児発0331第47号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第1章 市町村における子ども家庭支援の基本

第5節 要保護児童対策地域協議会の役割・機能

(2)③ 要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、要保護児童対策地域協議会は、支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

と規定されている。

特に、要保護児童対策地域協議会を構成する関係機関等に守秘義務が課せられたことにより、民間団体をはじめ、法律上の守秘義務が課せられていなかった関係機関等の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が期待されている。